

避難設備（第5類）

問 4 避難器具の設置基準に関する一般的な要素のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 避難器具は、階段による避難が不可能となった際の最後の避難手段として設けるものである。従って、階段からより遠く離れた位置で階段と避難器具との二方向以上の避難経路を確保できるよう設置することが望ましい。
- (2) 避難器具を設置する開口部から地上までは、避難器具の種類と方式に応じて、展張操作上及び使用上十分な空間が必要である。この降下空間内に架空電線、樹木、看板、屋根やひさし等の障害となるものがあるてはならない。
- (3) 避難器具を使用するための下部支持装置の固定の操作、使用者が避難器具からの離脱あるいは着地してからの体制を整えるために地上に安全な空地が必要である。よって、避難空地から、さらに道路、広場に通じている必要はない。
- (4) 避難器具の設置場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及び使用方法を表示する標識を設けること。

問 5 金属拡張アンカー工法の留意事項として、誤っているものはどれか。

- (1) アンカーボルトを埋め込むためコンクリートに開ける穴の径は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径の2倍以上の長さとし、アンカーが十分に入る大きさとする。
- (2) 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込み深さの2倍以上の長さとする。
- (3) 金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とする。
- (4) 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込み深さの3.5倍以上の長さとする。

問 6 避難器具の設置に関して誤っているものはどれか。

- (1) 設置が必要とされる収容人員については、階ごとに計算することが大前提であり、かつ用途ごとに計算しなければならない。
- (2) 消防法施行令第25条第1項各号に掲げる防火対象物の階の主要構造部を耐火構造とした場合、避難器具の設置個数が減免される。
- (3) 地階にも避難器具の設置義務が生ずる場合がある。
- (4) 防火対象物の用途、階に適応した避難器具を選定しなければならない。

消火器（第6類）

問 4 消火器の点検基準に関する記述で、誤っているものはどれか。

- (1) 消火器の耐圧性能は、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施し、その後5年ごとに実施する。
- (2) 消火器の確認試料は、製造年から3年を越え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が修了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
- (3) 点検結果において使用に耐えない変形・腐食・損傷のあるものや修理不可能なものは、「廃棄」と判定されるが、この場合、設置個数が法定数以上あるからといって、そのまま設置しておかず、廃棄すべきものは必ず処分すること。
- (4) 設置状況、表示及び標識、並びに外形の確認は、設置されている消火器具の全数について、設置後6ヶ月ごとに行う。

問 5 消火器の配置と設置場所に関する記述で、誤っているものはどれか。

- (1) 二酸化炭素又はハロゲン化物（ハロン1301を除く。）を放射する消火器は、地下街及び準地下街並びに換気について有効な開口部の面積が床面積に対して1/30以下である地下、無窓階又は居室で、その床面積が20平方メートル以下の場所には、設けることができない。
- (2) 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設置する。
- (3) 防火対象物の階ごとに設置し、建築物その他の工作物に対して設置する時は防火対象物の各部分から、それぞれ一の消火器に至る水平距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- (4) 通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置する。

問 6 消火器の整備に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 使用済み消火器の充填、点検の結果、部品の変形・損傷・腐食・老化・脱落・作動部分の操作不良等がある場合は速やかに適正な整備を行い、常に完全な機能を確保し、質の向上に努めることが消防設備士の責務である。
- (2) ガス加圧式の消火器は、使用したことが明確なもの以外は加圧用ガス容器が破封されているかどうか、外観からでは判別できない。従って、分解が完了するまでは危険防止のため、安全栓は確実にセットし、レバーが作動されないようにしておくこと。
- (3) 安全栓、レバーは、組み立てたまま行ってもバルブが開いたり、加圧用ガス容器の封を破封したりして誤放射する可能性がないので、整備に先立ち、蓄圧式のものには内圧を維持し、ガス加圧式のものには加圧用ガス容器を取り付けて行うこと。
- (4) 消火薬剤に異物、沈殿物、変色、汚濁、異臭、固化等の異常があった場合は詰め替える。